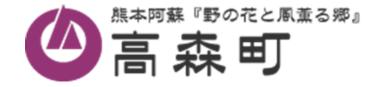
令和3年度

高森町一般会計補正予算(第13号)概要書



国·県補助活用事業

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業

●住民税非課税世帯に対して、1世帯当たり10万円の給付金を支給します。

【支給対象者】

①住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯。(※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。)

②家計急変者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、①の世帯と同様の事情にあると 認められる世帯。

【給付額】1世帯当たり10万円

【給付の方法】

- ①住民税非課税世帯については、対象世帯に支給案内通知書と確認書を送付し、 確認書受理後に支給決定を行い、指定口座への振込を行う。
- ②家計急変者については、**役場に申請書を提出**してもらい、 受付後、支給要件を確認し、**該当すれば支給**を行う。

事業費	補助額	一般財源
1億3,300万円	1億3,300万円	0円

予算書P12

給

付

金

国·県補助活用事業

公共土木施設災害復旧事業

●令和3年8月豪雨で被災した公共土木施設の災害復旧工事(2箇所)を行います。

【被害状況】



大切畑•下切線



灰原・芹口線

※災害復旧事業債を活用予定(充当率:100%、交付税措置率:95%)

事業費	補助額	起債借入額	交付税措置	実質負担
1,200万円	719万円	480万円	456万円	25万円

予算書P13